背景

社会状況

高齢化の進展 生活習慣への関心の高まり 医療技術の進歩とニーズの多様化 ストレス社会 国際化の進展

国の医療構造改革

安心・信頼の医療の確保と予防の重視

医療費適正化の総合的な推進超高齢社会を展望した新たな医療保険制度

ア.医療法の改正(医療計画関連部分)

医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進

- ・計画に4疾病5事業(がん、脳卒中、 小児救急医療等)の具体的な医療連携体 制を位置づけ
- ・計画に数値目標を明示、事後評価を実施 医師の偏在によるへき地や小児科等の医 師不足問題への対応

医療情報の提供による適切な選択支援

イ.健康保険法等の改正(医療計画関連部分) 地域ケア体制整備構想による療養病床の 再編

現状

兵庫県の主な課題

全国に比べ高い、がん(特に肝がん、肺がん) による死亡割合

高齢化の進展による在宅療養ニズの高まり リハビリテーションニーズの高まり 小児科・産科など診療科別に見た医師の偏在 へき地等地域別に見た医師の偏在 増加する小児救急患者への適切な対応 介護予防・保健サービスニーズの増大 エイズ・新興感染症のまん延防止への備え 結核の罹患率が全国ワースト3位

平成 18 年 4 月の計画改定以降の主な取組

西播磨総合リハビリテーションセンター開設(H18年7月)

医療確保対策推進本部を設置(H18年8月) し、地域医療体制確保に取り組む がん診療連携拠点病院の指定(H19年1月) 県立こども病院「小児救急医療センター」 県立光風病院「精神科救急医療センター」の開設 (H19年10月)

計画の位置づけ

医療法第30条の4の規定に基づく医療計画 地域保健法の趣旨に沿って地域保健対策の方 向を示す計画

県民、市町、保健・医療機関、関係団体がそれぞれ取り組むべき保健・医療分野のガイドライン

「21世紀兵庫長期ビジョン」の分野別計画、「少子・高齢社会ビジョン」の趣旨を踏まえた計画

「兵庫県健康増進計画」、「兵庫県医療費適正 化計画」、「兵庫県地域ケア体制整備構想」等 と整合

基本的な考え方

改正医療法の趣旨を踏まえ、4疾病5事業の 医療連携体制構築を中心として見直す

4疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業:救急医療、災害医療、へき地医療、 周産期医療、小児救急を含む小児医療

計画期間

平成20年度から 平成24年度までの5年間

改定方針

大枠は平成 18 年 4 月に改定した現計画の内容を踏襲

2次圏域にこだわらない4疾病5事業の医療連携体制の明示

医師確保対策等、地域の重要課題への対応

療養病床の再編を踏まえた地域の在宅療養体制の推進

患者の適切な医療選択を支援する医療機関情報の提供

数値目標の設定と達成状況の評価検証のルール化

医療構造改革関係計画との整合

総論

構成

改定の趣旨、計画の性格、兵庫県の概況保健医療提供体制の基盤整備

圈域、基準病床数、保健医療施設、保健医療従事者 等

各論

1 いのちを守る

救急医療、小児救急医療、災害医療 周産期医療

へき地医療、遠隔医療

生活習慣病対策(がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病) 結核・感染症対策

アレルギー対策

精神医療

歯科医療

先端医療(臓器移植、造血幹細胞移植等) 医療安全(医療安全相談、院内感染の防止等) 薬事(薬物乱用の防止、血液確保対策等) 患者の視点に立った医療提供 健康危機管理体制

2 地域ケアを進める

かかりつけ医

在宅医療、在宅ターミナルケア 地域リハビリテーションシステム

難病対策

摂食・嚥下障害対策

透析医療

医療・福祉の連携

3 健康と元気を支える

 母子保健
 学校保健

 職域保健
 成人保健

 歯科保健
 精神保健

圈域重点推進方策

(圏域(県民局)単位で重点推進方策を記載)

計画の推進

網掛け部分は4疾病5事業関連項目

主な推進方策

汝 急:広域災害・救急医療情報システムの活用促進、ドクターへリの導入検討

新県立加古川病院の救命救急センター整備 <現在8施設 9施設(2009年)>

小児救急:地域における電話相談窓口の充実、県専攻医の採用等による小児科医の確保、養成 阪神北広域小児急病センターの開設を踏まえた阪神地域の小児救急医療体制の検討

周 産 期:周産期医療情報システムの活用促進、産科医の集約化による集中治療体制の確保

近隣府県との円滑な広域搬送体制の構築

がん:がん診療連携拠点病院を中心とした地域医療の連携強化、緩和ケアの普及

肝がん対策 (肝疾患診療連携拠点病院の指定、診療ネットワーク構築、相談事業等) 脳卒中・: 急性期・回復期・維持期を担う医療機関の機能の明示と地域連携クリティカルパス等を

急性心筋梗塞 活用した連携の促進

<疾病・事業ごとの圏域>2次保健医療圏域にこだわらず、地域の実情に応じて柔軟に設定

・ 救 急 3次:6圏域(新県立加古川病院の救命救急センター開設後は7圏域)

2次:13圏域(従来どおり、神戸は東西2圏域、明石は独立圏域、但馬は2圏域)

・ 小児救急 : 12 11 圏域(東西に2区分していた阪神南を1圏域に集約)

・ 周 産 期:7圏域(従来どおり、神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7圏域)

新 脳 卒 中:9圏域(阪神北と丹波を1圏域に) 新 急性心筋梗塞:9圏域(阪神北と丹波を1圏域に)

公立病院の再編ネットワーク化(国のガイドラインに基づき平成20年度計画策定)

保対策

医療連携体制の構築

ドクターバンク事業への支援等の量的確保、大学との連携によるへき地勤務医師の確保等の偏在対策を推進

実体在 制宅 の療

充養

療養病床の再編に伴う患者の円滑な在宅移行の支援(医師会と病院の地域医療連携機能の強化) 在宅療養支援診療所を中心としたケアチームづくり支援

< がんの在宅看取り率8%(2006) 12%(2012)>

の対域リ

疾病別のリハビリテーション (心大血管疾患、脳血管疾患、運動器、呼吸器)の体制の検討 医療と地域ケア関係者によるネットワークづくり

の充実

地域・職域連携推進協議会、保険者協議会等を活用した健診・保健指導の円滑な実施 健康マイプラン 100 万人運動の推進、特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病の予防 虐待予防、妊娠・出産、不妊への支援、思春期保健など母子保健対策の充実

進行管理

数値目標に関して毎年度必要な調査を実施し検証するなど、PDCA(計画 実行 評価 改善)のサイクルに基づき、進捗に対する分析・評価を行い、取り組むべき施策の内容の見直しを図るなど、その進行管理に的確に取り組む。